

CONTENTS

1. 秋季シンポジウム開催にあたって
2. 秋季シンポジウム開催報告
3. 産学官連携推進会議において功労者表彰を受けた産学連携学会
会員
4. 産学連携のための知的財産セミナー
大学知的財産戦略の知ったかぶりミニ知識（第8講）
特許権者が勝手に放棄できない特許権？！
5. 編集後記

発行日 2010年12月27日

発行所 〒182-0026 東京都調布市小島町1-11-6 エンケ102

(株)キャンパスクリエイティブ調布ランチ内

特定非営利活動法人 産学連携学会 事務局

連絡先 Facsimile 042-490-5727 E-mail j-sangaku@j-sip.org

発行者 伊藤正実 編集主幹 山口佳和

編集 池田裕一 今井貞子

■ 秋季シンポジウム開催にあたって

産学連携学会会長

群馬大学 共同研究イノベーションセンター 教授

伊藤正実

今まで“産学連携”はイノベーションを創出する上において有効な手段とされ、これに関して様々な産業振興施策が打ち出されてきた。その一方で、単に“イノベーションの創出”という産のセクターの論理だけで、これを捉えて進めようとしても、現実にはこれを成功させる事は困難である事や、産学連携という言葉の裏にある“虚像”と“実像”についても徐々にあきらかになりつつあり、どのように実像を関係各位で共有化し、より良い方向を見いだせるか、議論を深める段階に来たと言えよう。最近、産学連携のブームは去ったという言葉をよく耳にするが、裏を返せば、ある種の成熟の段階に入ったと考えるべきである。その一方でここ数年、日本の産業界の構造は激変している。一般論として、汎用的な生産設備を用いて技術的付加価値の程度が低い工業製品を大量生産して、生産管理技術によるコストの圧縮で勝負をするような業態の企業は、その規模の大小を問わず、日本国内にとどまっていたは、将来の企業生命を永らえる事は極めて困難になり、中小企業と言えども海外展開を意識しないとイケない状況が今来ている。もし仮に製造業が国内での生産にこだわろうと思えば、製品もしくは技術の高付加価値化等で中国や韓国を中心としたアジアの他国のライバル企業に対する競争力を維持しなければならない。こうした現況を見ると産学

連携の重要性は益々高まると思われる。さらには、現時点において日本において異なるセクターが連携・融合することによって知的生産をなすような文化が必ずしも定着していない事を考えると、その将来に向けての可能性や期待は極めて大きい。

産学連携学会は、産学連携の“実像”を設立以来ずっと追いかけてきた。即ち、実際に起きた実例を基にその在り方について知識体系を組み立てる努力をしてきたつもりであり、私たちは、これを“産学連携学”と呼んでいる。既に2010年現在、設立以来8年を超えようとしており、そろそろ他の関連ある学会に、私たちの思うところの“産学連携学”を開示し、ご意見を頂き議論を深めても良い時期になったと考える、いや今の日本の趨勢を考えると、今やることこそが私たちの社会的使命であると感じている。

今回の秋季シンポジウムは、上述の目標を達成する為の端緒として開催された。これを機会に他の産学連携に関連ある学会とともに、産学連携の“実像”を追いかけその将来あるべき姿をともに模索できたらと考える。このことにより、今まで産学連携の現場のなかで異セクターとの連携を推し進めるのに、様々な矛盾を抱え込みながら汗と血を流してきた関係各位の労に対するささやかな報いとなればと思う。

最後に、今回の秋季シンポジウムの開催にあたりご登壇いただいた関連学会のご関係の皆様方、献身的なご協力をしていただいた産学連携学会の関係各位に深く御礼申し上げます。

(いとう・まさみ/正会員 群馬県)

■ 秋季シンポジウム開催報告

産学連合会副会長

新潟大学地域共同研究センター准教授

川崎一正

平成22年11月27日(土)、早稲田大学理工学部にて、産学連携学会秋季シンポジウムが開催されました。今年度の秋季シンポジウムのテーマは、「設立10年を前に産学連携学を考える」で、産学連携学会の取組経緯と学確立への道程の基調報告があり、パネルディスカッションでは、関連学会の取り組み状況の報告に基づいて、産学連携学に関わる活発な議論が行われました。

岩手大学准教授の小川薫先生の総合司会に基づき、本会会長 群馬大学共同研究イノベーションセンター教授、知的財産戦略室長の伊藤正実先生の主催者挨拶に続き、問題提起では、島根大学教授の北村寿宏先生より、産学連携学会の三つの活動の一つである新しい学問領域「産学連携学」の確立についての説明があり、何故今回のシンポジウムに産学連携学を取り上げるようになったかの趣旨説明がありました。基調報告では、九州大学産学連携センター教授の湯本長伯先生より「産学連携学会としての取組経緯と学確立への道程」と題して、初代会長として、産学連携学会の設立経緯から現在に至るまでの歴史を振り返りながら、学確立への道程についての報告および科学研究費補助金における分野・系・分科・細目表への提言がございました。

パネルディスカッションでは、湯本長伯先生のコーディネートのもと、日本知財学会理事、東京大学先端科学技術研究センター教授の渡部俊也先生、研究・技術計画学会会長、亜細亜大学大学院アジア・国際経営戦略研究科委員長・教授・前学長の池島政広先生、日本ベンチャー学会副会長、早稲田大学ビジネススクール・大学院商学研究科教授の柳孝一先生、地域活性学会副会長、法政大学大学院政策創造研究科教授の中嶋聞多先生、本会会長の伊藤正実先生をパネリストに迎えて、関連学会の現状と取り組み状況について、報告がありました。5学会からの報告でしたが、各学会でそれぞれ目的と理念、活動内容は異なっていますが最終的にはイノベーション創出を目指している点では一致していることが確認されました。また、各学会で会員数、産学官の会員構成、地理的構成が異なっていること、それに伴って共有できる問題意識に若干のギャップがあることなどが示されました。

続いて、各学会としてのあるべき姿、連携に対する考え方、安定して継続的な人材育成・供給システム、加えて、関連する分野の学科専攻の創出等について、会場からの質問も交えて、ディスカッションが行われました。産学連携というキーワードは、切り口が多く、各学会で多様な取り組みをしていることが理解できました。またそれに加えて、社会ニーズへの対応が1学会では困難な場合があり、今後の学会間同士の横の連携も話題に上りました。

最後に私の方で、本シンポジウムのまとめを行うとともに、知の生産と権利化そして知の利活用という一連の過程を学として考えることの重要性、様々な立場・パラダイムを今後、束ねていく必要性、さらには産学連携の認知度の向上、若手のキャリアパスにも繋がっていくことを期待していききたいということで結びとしました。

(かわさき・かずまさ/正会員 新潟県)



(写真：(2010年11月27日)) 会場入口



(写真：(2010年11月27日) 湯本長伯氏(産学連携学会理事・名誉会長、九州大学産学連携センター教授))



(写真：(2010年11月27日) 渡部俊也氏(日本知財学会理事、東京大学先端科学技術研究センター教授))



(写真：(2010年11月27日) 中嶋間多氏(地域活性学会副会長、法政大学大学院政策創造研究科教授))



(写真：(2010年11月27日) 池島政広氏(研究・技術計画学会会長、亜細亜大学大学院アジア・国際経営戦略研究科委員長・教授・前学長))



(写真：(2010年11月27日) 柳孝一氏(日本ベンチャー学会副会長、早稲田大学ビジネススクール・大学院商学研究科教授))

■ 産学官連携推進会議において功労者表彰を受けた産学連携学会会員

内閣府等の主催による「産学官連携推進会議」では、2003年度から産学官連携功労者への表彰が行われてきました。産学連携学会として過去の受賞者を調査したところ、2010年12月現在の会員が関係した受賞に次のものがありますので、ご報告いたします。受賞者各位に祝意を表します。

特定非営利活動法人産学連携学会会長 伊藤正実
記

●経済産業大臣賞(2010年度)

中小企業が主役となり、着実に成果に結びつける産学官連携システムH○P E

(受賞者)

荒磯恒久【産学連携学会会員、2003～2006年度理事、2005～2006年度会長】

北海道大学産学連携本部副本部長、TLO部門長、教授、H○P E運営委員長

嶋田秀一

前 北海道立工業試験場技術支援センター所長、前H○P E企画委員長

渡邊民嗣

三晃化学株式会社代表取締役、H○P E代表世話人

(受賞理由)

H o P E (Hokkaido Platform Entrance) は、北海道の産学官連携組織として平成 13 年 6 月に設立された。平成 21 年度末において、会員企業約 250 社、支援機関約 30 機関が参画し、350 名以上の研究者・コーディネータが活動している。毎月開催している定例会と 13 の専門分野からなる研究会が活動の基盤であり、研究シーズと企業ニーズのマッチングを行い、研究開発・事業化プロジェクトへと発展させていくスタイルとなっている。H o P E を核とした産・学・官の出会いから、地元中小企業が主役となった共同研究に取り組むことにより、新製品及び新事業創出に結びつけている。地域における産学官連携による架け橋モデルとして高く評価できる。

<http://www.kagakugi.jutsu-festa.jp/award.html>

■ 産学連携のための知的財産セミナー

大学知的財産戦略の知ったかぶりミニ知識 (第 8 講)

山形大学 教授 足立和成

■ 特許権者が勝手に放棄できない特許権?! ■

「自分の所有物をどう処分しようが個人の自由だろ! 特許権を放棄しようがすまいが特許権者の勝手じゃないか!」そう仰りたい気持ちは良く分かります。でも特許という無体財産に関しては、この理屈は必ずしも通用しません。前回お話したように、特許には実施権というものがついて回るからです。専用実施権の強力は既に述べましたが、通常実施権にも特許権者にとって軽んじることのできない部分があります。特許法 9 7 条第 1 項は次のように規定しています。「特許権者は、専用実施権者、質権者又は第 3 5 条第 1 項、第 7 7 条第 4 項若しくは第 7 8 条第 1 項の規定による通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その特許権を放棄することができる」。そうです。一旦実施権を他人に許諾してしまうと、特許権者が「こんな特許もういらぬや。今日から維持すんのや一めた。」と勝手にその特許権を放棄することはできなくなるのです。実施権者 (特に専用実施権者) の立場から見れば当然のこの規定も、特許権者には第三者と

の交渉などにおいて厄介な足かせになる可能性があります。

それで、クロスライセンスや特許権侵害回避を目的とするものを除く大抵の特許実施許諾契約では、特許権者に当該特許権の一定期間の保持を義務づける代わりに、その実施許諾期間を限定するのが普通です。でもそうすると、特許権者は許諾期間中は特許権維持のための特許料 (いわゆる「年金」) を支払い続けなければなりません。「アガリ (実施許諾料) が少ないのに、こんなに高い年金を払うのはいやだー。」という訳にはいかなくなるのですね。

勿論、一般的には特許権者がいらなくなった特許を売却することはその全員の同意があれば自由にできます。売却されても特許自体は存続しますから、通常実施権者もその実施権を確保することは「可能」だからです。しかし、ここで今度は通常実施権者が注意する必要があります。特許法 9 9 条第 1 項は「通常実施権は、その登録をしたときは、その特許権若しくは専用実施権又はその特許権についての専用実施権をその後取得した者に対しても、その効力を生ずる。」と定めています。ということは、第三者に特許が譲渡されたりすると、その通常実施権が特許庁にある特許原簿に登録されていない限り、通常実施権者にとってはやっかいなことになります。つまり、その特許の前の所有者によって許諾されていた通常実施権は、新しい所有者がそれを新たに認めてくれていない限り、失われてしまうことになるのです (もともと同条第 2 項は、職務発明や先使用に伴う通常実施権については、それを登録しなくても第三者対抗要件を満たすとしています)。ですから、契約によって通常実施権を特許権者に許諾してもらった場合は、それを特許原簿に登録しておくほうが本当は良いのです。ですが、実施許諾の事実そのものを他者に知られたくない、などといった理由からそうすることは実際には殆んどありません。その意味からも、特許実施許諾契約では、前述したように特許権の一定期間の保持を特許権者に義務づけておくことが必要になるのです。

(あだち・かずなり/正会員 山形県)

編集後記

秋季シンポジウムでは産学連携に関連のある学会の方々にご登壇いただき、パネルディスカッションでの議論など、大いに意義のあるものでした。
原稿をお寄せいただきました皆様へ感謝申し上げます。